

# 資料5(修正版)

※3月17日修正(黄色マーカーが修正点になります。)

三重県訓令第●号

序 中 一 般  
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年●月●日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第28条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第30条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 三重県公文例規程第2条第3号ハに規定する指令文書及び同条第4号に規定する普通文書には、<u>副総括文書管理者が別に定める</u>記号を付け、総合文書管理システムによって番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県指令」の字句を冠する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2(第18条関係)</p> <p>その1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">例示</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>1 国の機関宛てのもの(大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方公共団体の機関宛てのもの(当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。)</td> <td style="text-align: center;">部(局)長 <u>総務部デジタル推進局長</u></td> </tr> <tr> <td>3 個人又は団体の長宛てのもの</td> <td style="text-align: center;">地域連携・交通部</td> </tr> <tr> <td>4 部(局)長並びに<u>総務部デジタル推進局長</u>、<u>地域連携・交通部スポーツ推進局長</u>、<u>地域連携・交通部南部地域振興局長</u>、<u>環境生活部環境共生局長</u>、医療保健部理事及び県土整備部理事(以下「部(局)長等」という。)宛てのもの</td> <td style="text-align: center;">スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長</td> </tr> <tr> <td>5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの</td> <td style="text-align: center;">医療保健部理事 県土整備部理事</td> </tr> <tr> <td>6 その他部(局)長等名による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの(大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。)		2 地方公共団体の機関宛てのもの(当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。)	部(局)長 <u>総務部デジタル推進局長</u>	3 個人又は団体の長宛てのもの	地域連携・交通部	4 部(局)長並びに <u>総務部デジタル推進局長</u> 、 <u>地域連携・交通部スポーツ推進局長</u> 、 <u>地域連携・交通部南部地域振興局長</u> 、 <u>環境生活部環境共生局長</u> 、医療保健部理事及び県土整備部理事(以下「部(局)長等」という。)宛てのもの	スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長	5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの	医療保健部理事 県土整備部理事	6 その他部(局)長等名による		<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第28条 文書には、次の各号により記号及び番号を付けるものとする。ただし、儀礼的な文書、刊行物、帳簿等で記号及び番号を付けることが適当でないもの又は第30条第1項ただし書に規定する文書には、記号及び番号を省略することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 三重県公文例規程第2条第3号ハに規定する指令文書及び同条第4号に規定する普通文書には、<u>別表第3に定める</u>記号を付け、総合文書管理システムによって番号を付ける。ただし、指令には、記号の上に「三重県指令」の字句を冠する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2(第18条関係)</p> <p>その1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">例示</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>1 国の機関宛てのもの(大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 地方公共団体の機関宛てのもの(当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。)</td> <td style="text-align: center;">最高デジタル責任者 部(局)長 環境生活部廃棄物対策局長</td> </tr> <tr> <td>3 個人又は団体の長宛てのもの</td> <td style="text-align: center;">地域連携部スポーツ推進局長</td> </tr> <tr> <td>4 最高デジタル責任者、部(局)長並びに<u>環境生活部廃棄物対策局長</u>、<u>地域連携部スポーツ推進局長</u>、<u>地域連携部南部地域活性化局長</u>、<u>雇用経済部観光局長</u>、医療保健部理事及び県土整備部理事(以下「部(局)長等」という。)宛てのもの</td> <td style="text-align: center;">地域連携部南部地域活性化局長 雇用経済部観光局長</td> </tr> <tr> <td>5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの</td> <td style="text-align: center;">医療保健部理事 県土整備部理事</td> </tr> <tr> <td>6 その他部(局)長等名による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの(大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。)		2 地方公共団体の機関宛てのもの(当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。)	最高デジタル責任者 部(局)長 環境生活部廃棄物対策局長	3 個人又は団体の長宛てのもの	地域連携部スポーツ推進局長	4 最高デジタル責任者、部(局)長並びに <u>環境生活部廃棄物対策局長</u> 、 <u>地域連携部スポーツ推進局長</u> 、 <u>地域連携部南部地域活性化局長</u> 、 <u>雇用経済部観光局長</u> 、医療保健部理事及び県土整備部理事(以下「部(局)長等」という。)宛てのもの	地域連携部南部地域活性化局長 雇用経済部観光局長	5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの	医療保健部理事 県土整備部理事	6 その他部(局)長等名による	
例示	発信者名																																
(略)	(略)																																
1 国の機関宛てのもの(大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。)																																	
2 地方公共団体の機関宛てのもの(当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。)	部(局)長 <u>総務部デジタル推進局長</u>																																
3 個人又は団体の長宛てのもの	地域連携・交通部																																
4 部(局)長並びに <u>総務部デジタル推進局長</u> 、 <u>地域連携・交通部スポーツ推進局長</u> 、 <u>地域連携・交通部南部地域振興局長</u> 、 <u>環境生活部環境共生局長</u> 、医療保健部理事及び県土整備部理事(以下「部(局)長等」という。)宛てのもの	スポーツ推進局長 地域連携・交通部 南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長																																
5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの	医療保健部理事 県土整備部理事																																
6 その他部(局)長等名による																																	
例示	発信者名																																
(略)	(略)																																
1 国の機関宛てのもの(大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。)																																	
2 地方公共団体の機関宛てのもの(当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。)	最高デジタル責任者 部(局)長 環境生活部廃棄物対策局長																																
3 個人又は団体の長宛てのもの	地域連携部スポーツ推進局長																																
4 最高デジタル責任者、部(局)長並びに <u>環境生活部廃棄物対策局長</u> 、 <u>地域連携部スポーツ推進局長</u> 、 <u>地域連携部南部地域活性化局長</u> 、 <u>雇用経済部観光局長</u> 、医療保健部理事及び県土整備部理事(以下「部(局)長等」という。)宛てのもの	地域連携部南部地域活性化局長 雇用経済部観光局長																																
5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの	医療保健部理事 県土整備部理事																																
6 その他部(局)長等名による																																	

ことを適当とするもの

その2 (略)

ことを適当とするもの

その2 (略)

別表第3 (第28条関係)

(本庁用)

防災対策部 (防災)

戦略企画部 (戦略)

総務部 (総務)

医療保健部 (医保)

子ども・福祉部 (子福)

環境生活部 (環生)

地域連携部 (地域)

農林水産部 (農林水)

雇用経済部 (雇経)

県土整備部 (県土)

デジタル社会推進局 (デジ社)

出納局 (出納)

(地域機関用)

法務・文書課長の定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。